

動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1. 審議状況

農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求めるためのグリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）に係る食品健康影響評価（平成19年4月20日付 18消安第14995号）については平成19年7月20日に開催された第79回動物用医薬品専門調査会（座長：三森国敏）において審議結果（案）がとりまとめられた。

また、審議結果（案）については、幅広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告することとなった。

2. グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）に係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について

上記品目に関する「審議結果（案）」を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

1) 募集期間

平成19年10月18日（木）開催の食品安全委員会（第211回会合）終了後、平成19年11月16日（金）まで。

2) 受付体制

電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等をとりまとめ、動物用医薬品専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果をとりまとめ、食品安全委員会に報告する。

(案)

動物用医薬品評価書

**グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする
牛の乳房注入剤(マストリチン)**

2007年10月

食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会

目次

| | 頁 |
|----------------------------|---|
| ○ 審議の経緯 | 2 |
| ○ 食品安全委員会委員名簿 | 2 |
| ○ 食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿 | 2 |
| 1. はじめに | 3 |
| 2. マストリチンについて | 3 |
| 3. 安全性に関する知見等について | 3 |
| 4. 食品健康影響評価について | 4 |
| 5. 参考資料 | 4 |

(別添) (案) 動物用医薬品評価書 グリチルリチン酸モノアンモニウム

〈審議の経緯〉

2007年4月20日 農林水産大臣より製造承認に係る食品健康影響評価について要請（18消安第14995号）
厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0420001号）
2007年4月23日 関係書類の接受
2007年4月26日 第188回食品安全委員会（要請事項説明）
2007年5月30日 第75回動物用医薬品専門調査会
2007年7月20日 第79回動物用医薬品専門調査会
2007年10月18日 第211回食品安全委員会（報告）

〈食品安全委員会委員名簿〉

見上 彪 (委員長)
小泉 直子 (委員長代理)
長尾 拓
野村 一正
畠江 敬子
廣瀬 雅雄
本間 清一

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

(平成19年9月30日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙 寺本 昭二
明石 博臣 長尾 美奈子
江馬 真 中村 政幸
小川 久美子 林 真
渋谷 淳 平塚 明
嶋田 甚五郎 藤田 正一
鈴木 勝士 吉田 緑
津田 修治

(平成19年10月1日から)

青木 宙 頭金 正博
井上 松久 戸塚 恒一
今井 俊夫 中村 政幸
今田 由美子 林 真
江馬 真 三森 国敏
小川 久美子 山崎 浩史
下位 香代子 吉田 緑
津田 修治
寺岡 宏樹
寺本 昭二

グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）の食品健康影響評価について（案）

1. はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 8 号の規定に基づき農林水産大臣から「グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする乳房注入剤（マストリチン）」について意見を求められた。（平成 19 年 4 月 23 日に関係書類を接受）

2. マストリチンについて⁽¹⁾

① 主剤

主剤はグリチルリチン酸モノアンモニウムである。

② 効能・効果

適応症は、牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善である。

③ 用法・用量

1 分房当たり 10ml（グリチルリチン酸として 600mg）を泌乳期の乳房炎発症乳房内に 1 症例につき 1 回注入する。本剤投与後、直ちに泌乳期用乳房注入剤（有効成分セファゾリン）を用法・用量に従って投与する。

食用に供する目的で出荷等行わない期間は牛：3 日間、牛乳：72 時間としている。

3. 安全性に関する知見等について⁽²⁾⁽³⁾

マストリチンの有効成分はグリチルリチン酸モノアンモニウムである。グリチルリチン酸モノアンモニウムは、国内では、食品添加物及び肝臓疾患用剤や漢方薬等の医薬品として使用され、海外でも医薬品や食品添加物として幅広く使用されている。

2005 年の第 63 回 JECFA の評価では、「100mg/日を摂取した成人の大多数では悪影響を生じないだろう。しかし、感受性の高い群ではこの量より低いレベルの暴露で生理的影響が生じる可能性がある。」とし、感受性の高い群についての十分な情報がないことから ADI を設定していない。

ECにおいても ADI は現在設定されていない。1991 年の EC の評価では「通常の摂取量は 100mg/日を超えるべきでない。」としており、2003 年には「通常の摂取量の上限 100mg/日は大部分の人にとって十分な水準と考えられている。」としている。

1985 年に FDA は、グリチルリチンを「一般に安全と認められる」(GRAS:Generally Recognized as Safe) 物質として確認しており、食品添加物として食品分類別の使用量の上限を定めている。

【ウシにおける安全性試験】⁽⁴⁾

グリチルリチン製剤と抗生素の併用の安全性を確認するため、泌乳牛（Holstein 3頭/群）に3日間連続の乳房内投与試験（抗生素+グリチルリチン酸モノアンモニウムをグリチルリチン酸として600mg、抗生素+グリチルリチン酸として1800mg、抗生素のみ、無投与）が実施された。どの投与群でも乳房や乳頭を含むウシの一般状態、体温、体重、飼料摂取量、乳量、尿検査、血液学検査及び血液生化学検査において変化は認められず、投与による影響は認められなかった。

4. 食品健康影響評価について

本製剤は牛の乳房に注入して使用されるが、国内においては詳細な毒性評価が実施されておらず、食用動物に動物用医薬品としての使用歴もないことから、グリチルリチン酸モノアンモニウムについて別添のとおり食品健康影響評価を実施し、グリチルリチン酸モノアンモニウムの食品健康影響評価については、ADIを設定するにはいたらないとされた。

以上により、本製剤が動物用医薬品として適切に使用されるに限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

5. 参考資料

- (1)マストリチン動物用医薬品製造承認申請書（未公表）
- (2)WHO Technical Report Series 928 「EVALUATION OF FOOD ADDITIVES」
Sixty-third of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives
- (3)OPINION OF THE SCIENTIFIC COMMITTEE ON FOOD ON
GLYCYRRHIZINIC ACID AND ITS AMMONIUM SALT
- (4)マストリチン動物用医薬品製造承認申請書添付資料：安全性に関する資料（未公表）